

## 法然教學に於ける戒の意義

千 賀 眞 順

一

佛教が如法なる實生活を要請する以上、戒法の尊重されることは、涅槃經・遊行經・遺教經に遺誡として佛徒たるものは戒法を大師として精進すべしとあるなど餘りに著名なことである。

淨土宗に於ける戒法を考察するに宗祖の人格・思想の根本に疑問を藏してゐるが如くである。即ち淨土宗の立教に捨聖歸淨の教判のもと、三論・法相・華嚴・天台・密教等何等執着せず廢捨されてゐる。にもかゝらず圓戒のみは堅く護持されて勅傳所載の三朝戒師は論議されるとしても貴族庶民上下を擧げて受戒した傳戒の史實は注目される。即ち法然上人が慈覺大師九代の嫡流であることは上人の傳承の確實であること、並にその戒徳の卓越せること、且つ門葉の戒系の興隆した史實から立證されるのである。しかも自身は終生、獨身と自行精進されながら、「未法には傳戒もなく、破戒もなし、たゞ名字の比丘のみ」で、法然上人自身、「十惡五逆」「愚痴無智」の法然が彌陀を念じ念佛すると言ふ告白を表面的に理解すると根本に疑問を藏胎して課題を供する。これに關連して淨土宗學の上にも同様な疑問が既に幾多論議されて傳法史を多彩に記録し、而も論じ盡されないのか、現在まで新なる課題の如く學界の研題となつてゐる。特

に最近論明された眞摯な法然上人の戒律觀を述べて、過渡的な在り方であつて、殘滓的性格の拂拭されねばならないと言ふが如き結論を見出したので以下いさゝか臆見を述べて見たい。

## 二、

法然上人はあの時代、即ち源平争亂、社會各層の混沌亂雜の内に時代の苦惱を否應なしに體感しつゝ、「父の遺言忘れ難く」、しかも怨讐の超えられない自己の微妙な人間性の淺間しさを痛切に内感されてゐる。孤獨に泣き仇敵の怨念に燃える求道者が苦悶を包んでの告白として、

「しかるに我此身は戒行に於て一戒をもたもたず。禪定に於て一もこれを得ず。人師釋して尸羅清淨ならざれば三昧現前せずと云へり。」(勅傳第六、聖光房に示されける御詞)

と傳へられ、又「我等が往生はゆめ／＼我身の善惡に依り候まじ、偏に佛の御力計にて候べき也」(和語燈第四)とあつて戒法の形式が中心課題となる限りそれは飽くまで道德であつて眞實の宗教信仰とはなり得ない。法然上人の如き求道者は戒法の内面に徹して形の如く護持することによつて教に入るといふよりは、むしろ戒法の護持し難きを自覺し平等の慈悲に徹して眞の信仰に入られたといふべきであらう。「然るに我此の身は戒行に於て一戒をも持たず、禪定に於て一も得ず、智慧ををいて斷惑證果の正智をえず……かなしきかなや／＼。いかゞせん／＼。こゝにわがごときは、すでに戒定慧の三學のうつはものにあらず。この三學の外にわが心に相應する法門ありや、わが身にたへたる修行やある。」「十惡の法然房」、「愚痴の法然房」との無慚無愧との悲歎は此の道を物語るものである。戒法はどこまでも自力の立場に立たうとしてゐる。人間が自己の力によつて歩み得ると信する限り眞の宗教信仰はあり得ない。故に戒法精進の直線的延長として成立するものでなく、むしろ戒法の否定、絶望の底から信仰は生まれて來るものと云はねばならぬ

い。故に「若し持戒持律を以て本願としたまはば破戒無戒の人は定めて往生の望を絶たん。然るに持戒の者は少く破戒の者は甚だ多し。」(選擇集第三章)とも言ひ、「本願の念佛にはひとり立ちをせさせて、すけをさゝぬなり。すけといふは智慧をもすけにさし、持戒をもすけにさし」、云々(勅傳二十二)と云ひ、「往生は罪惡の有無によらず、念佛の信否によるべし、」(諸弟子との問答)と戒は尊重精進すべき佛教の立前なることを反省するとき愈々破戒、無戒の名字の比丘を自覺され、「われら戒品のふねいかだもやぶれたれば、生死の大海をわたるべき縁も候はず、」と菩薩の戒行發得し難く、四弘六度の願行成就し難き「無慚無愧の甚しき」と稱されてゐる。戒法の尊重精進すべき立前よりの法然教學に於ける戒の意義を貞極上人はいみじくもよく解してゐる。即ち

聖道淨土共ニ罪惡ヲ恐ルレドモ、其安心各別ナリ。惡ヲ止メザル人、生死ヲ出ベカラズト云フハ聖道ノ意也。惡止マラズトモ、念佛セバ往生スベシト云ハ淨土ノ意也。

と流石に還法然の篤學者で、よく戒を廢捨する意義を領受顯開されてゐると言はなくてはならない。

### 三、

法然上人は戒定慧の三學である佛教を、「小乗の戒定慧、大乘の戒定慧、顯教の戒定慧、密教の戒定慧」に攝し、しかもこの戒定慧の三學の器に攝せられない、「戒行に於て一戒をもたもたず、禪定に於て一もこれを得ず、智慧にをいて斷惑證果の正智を得ざる」の人々にまで及ぶ教法として、導師の散善義の「一心專念彌陀名號行住坐臥不問時節久近念々不捨者是名正定之業順彼佛願故」の稱名正定業を決定し、所謂三學無分の解脱道の開かれあるのを發見し「天に仰ぎ地に俯して喜ぶべしこのたび彌陀の本願に遇ふこと」と感喜し、讀誦、觀察、禮拜、讚歎供養の四種を助業とし更に正助二行を除いて、己外の自餘の諸善を悉く雜行とする。即ち「布施持戒等の無量の行をこの雜行の言に攝盡すべし」

とし、同類・異類の助業として念佛を助發すべきものとされてゐる。念佛往生要義鈔に、「まさしく定めたる往生之業は、たゞ念佛ばかりをいふ也、この正と助との外に諸行をば布施をせんも、戒を持たんも（中略）悉く皆雜行と名付く。たゞ極樂に往生せんとおもはゞ一向に稱名の正定業を修すべきなり。これ即ち彌陀の本願の行なる故に」と云ひ、「たとえ一代の法をよく／＼學すとも一文不知の愚鈍の身になして」（一枚起請文）とある如く、「順彼佛願故」の正雜批判より稱名正定業であり、讀・觀・禮・讚供・を助業・爾餘の定散諸行を悉く雜行とし同類・異類の助業と規定し、念佛を求信する過程には尊重精進すべき立前より選捨するのである。選擇集に法然上人當時盛んに行はれた修道として理觀・持戒・菩提心・讀誦が「此四箇行當世之人殊所欲之行也」とあり、此等の諸行は念佛を抑ふとある程、尊重され、法然上人も當時の佛徒も勤めたもののやうであり、修すれば愈々眞摯な求信者に選捨され「念佛往生當機得時」なるが故に戒等の善業の延長でなくこれを捨てゝ念佛に歸すべきであると教誡されてゐる。寔に戒定慧の形式よりその内面性を追求し淨土的理念と云ふべき平等の慈悲の原理に立つて念佛こそ大戒たりとの淨土戒を證驗し所謂戒法の形式を選捨されたのである。

貞極師は「但し念佛ヲ信スル者ハ戒持ツベカラズ。罪惡恐ルベカラズト云ニハ非ズ。罪惡ハ本性ノ致ス處也。念佛ニヨツテ許スニアラズ。發セヨト云ニハ非ズ。源空聖道ヲ捨テ淨土ニ歸スル根源、惡止メ難キ故ナリトノ給ヘリ。上人何ゾ戒ヲ持テト勸メ給ハン。」（圓戒二掌記）と論じてゐるがよく法然上人の眞意を察して當を得たものと言ふべきである。

#### 四、

宗義の立前は勿論、「布施持戒乃至孝養父母等の諸行を選捨して專稱佛號を選取する」のであるから、念佛の中に戒ありと言ふべきである。選擇集にその理由を示して「名號は是れ萬德の歸する所なり」として「彌陀一佛の所する四智

・三身・十力・四無畏の一切の内證の功德、相好・光明・説法・利生等の一切の外用の功德皆悉く阿彌陀佛の名號の中に攝在せり」(同書第三章)と念佛を以つて諸善萬行に勝れたる平等に一切の攝せられる特質を論明され、更に選擇集第十一章に「念佛する者は捨命已後決定して極樂世界に往生す、凡そ五種の嘉譽を流へ二尊の影護を蒙る。此れは是れ現益なり。亦淨土に往生し乃至成佛す、此れは是れ當益なり。當に知るべし、念佛は此の如き等の現當二世始終の兩益あり。」とあり、第十五章には「一心専ら阿彌陀佛を念じて往生を願すれば此の人常に六方恒沙等の佛、共に來て護念したまふことを得るが故に」、「亦諸惡鬼神をして便りを得せしめず、亦横病横死横に厄難あることなく、一切災障自然に消散す。」として十往生經・觀經・般舟三昧經を引例して念佛者が彌陀の護念を蒙り罪障を除き二菩薩に加護されてその勝友と成るとまで現當二世の利益が説かれてゐる。このことは法然上人の法語に往々見られるもので、

「されば有智無智・善人惡人・持戒破戒・貴賤・男女をへだてず、若は佛の在世の衆生、若は佛の滅後の衆生、若は末法萬年の後、三寶みなうせたる時の衆生までも、たゞ念佛ばかりこそ、現當の祈禱とはなり候はめ、」(鎌倉二位禪尼  
 (進ずる御返事)

とまで言ふて、念佛が現世の安穩に通ずる道であることを肯定されてゐる。又念佛は多善根である。選擇集第十五章に阿彌陀經の「不<sub>レ</sub>可<sub>下</sub>以<sub>ニ</sub>少善根福徳因縁<sub>一</sub>得<sub>ニ</sub>生<sub>ニ</sub>彼國<sub>一</sub>」の文を引いて「念佛は是れ多善根なり」とかの龍舒の淨土文に出る襄陽石刻の阿彌陀經の「云<sub>下</sub>專持<sub>ニ</sub>名號<sub>一</sub>以<sub>レ</sub>稱<sub>ニ</sub>名故諸罪消滅<sub>一</sub>即是多善根福徳因縁<sub>上</sub>」とある。更に往生大要抄に「問ふていはく、攝取の益をかうぶる事は平生か臨終かいかん。答へていはく、平生の時なり。そのゆへは往生の心まことに、わが身をうたがふ事なくて來迎をまつ人は、これ三心具足の念佛申す人なり。この三心具足しぬれば、必ず極樂にうまるといふ事は觀經の説なり。かゝる心ざしある人を、阿彌陀佛は八萬四千の光明をはなちててらし給ふなり。平生の時てらしはじめて、最後まですて給はぬなり。かゝるが故に不捨の誓約と申候也」

とあつて攝取の光明は念佛を申し初めた平生より臨終に至るので、善導大師は觀念法門に五種増上縁即ち滅罪・見佛・護念の三現益と攝生・證生の二當益を擧示されてゐるが、宗祖もこの現當兩益を傳承されてゐる。「衆生佛を見たてまつらんと願はば、佛即ち念に應じて現に目前に在す」(定善義淨全二卷)で念佛こそ現當を貫く安穩の道である。

## 五、

法然上人が黒谷叡空より圓頓血脉を相傳し、「一心金剛戒師」として社會各層の道俗に授戒したことは幾多の史實に依つて立證される、實に「傳戒の師とせずといふ事なし」である。眞偽はあるとしても授戒<sup>(13)</sup>の史實として

高倉天皇―承安五年春御受戒(勅傳第十)

後白河法皇―建久三年、嘉應二年御受戒(勅傳第十・玉葉第三)

後鳥羽上皇―御受戒(勅傳第十)

上西門院統子内親王―受戒(勅傳第七・第十)

宜秋門院任子―建久二年受戒(勅傳第十・玉葉第三)

修明門院重子―受戒(勅傳第十)

等を初め公卿貴族僧尼信者等數百人を擧示出来る程である。しかも四十三歳と傳へる開宗のその後二十年近く受戒の懇請を容れられている。この好機<sup>(14)</sup>を結縁として念佛を勸化されたことは勿論であるが、單にそのみでなく實に三昧發得の聖境を體驗しつゝ尙ほ戒を傳へられてゐる史實は注意すべきところである。今試みに玉葉<sup>(15)</sup>によつて見ると、法然上人が關白兼實の特請を受け交渉の初まつたのは文治五年八月以後である。即ち法然上人五十七歳のとき、

「八月一日戊子晴―余依ニ所勞ニ不レ出ニ客亭―今日請ニ法然房之聖人ニ談ニ法文語及往生業」(玉葉三)

「八日乙未雨下、辰刻、法然聖人來授戒、其後始念佛」(玉葉三)

翌、建久元年(五十八歲)七月

「廿一日、甲戌今日向九條、自明日可レ始恒例念佛、故也」  
「廿三日、乙亥午刻、先請法然房源空上人受戒次始

恒例念佛」(玉葉三)

翌建久二年(五十九歲)七月

「廿八日甲戌天晴、早且向九條堂爲受戒也。請源空上人受之」(玉葉三)

四年八月、九月の條に

「廿一日(八月)丁酉懺法三時了之後、請法然房源空上人受戒了」(玉葉三)

「廿九日(九月)乙刻今日、於梅宮——此日請法然房上人源空中宮有御受戒事、先例如此上人、強不參貴所之

由、有傾軋<sup>云々</sup>又有効驗」(玉葉三)

「今日(建久八年三月)今日請法然房受戒(玉葉三)

六日(十月)今日又有受戒事、法然房(同上)

「三十日(正治二年九月)女房(北政所)殊大事發、仍請法然房令授戒、有其驗、尤可貴<sup>云々</sup>又渡邪氣之後聊落

居<sup>云々</sup>」(同上)

「八月八日(同三年)早且洗髮午刻請源空上人受戒即始念佛」(同上)

右の記錄によつて注意されるのは正治二年とあれば法然上人六十八歳の受戒特請であり、「受戒し念佛を始む」とあるから念佛のための受戒であつたのは椎尾博士の指摘強調される如くである。(授戒講話)同時に又「授戒効驗あり」と屢々見られるところに説戒勸誡されて授戒の作法もされたことが首肯される。勿論授戒の要請が多く病氣平癒、除災

招福の現世利益のためであつたにせよ、「現當の祈禱とはなり候はめ」、「現世のいのり」と肯定されたにせよ、戒を要求された片鱗が十分首肯されるのである。

行空、幸西等の一念義を唱導するものが、「<sup>(16)</sup>數遍を勵むは他力を疑ふなり、罪を造らじと身をつゝしむは阿彌陀佛の願を輕しむなり」と念佛者の造惡を否定し、又「<sup>(17)</sup>當世赴念佛門行人等中、多以有無智誑惑之輩、至不<sub>レ</sub>畏<sub>ニ</sub>永劫三途之業、教<sub>ニ</sub>示人<sub>ニ</sub>云。憑<sub>ニ</sub>彌陀本願<sub>一</sub>者、勿<sub>レ</sub>憚<sub>ニ</sub>五逆<sub>一</sub>任<sub>レ</sub>心作<sub>レ</sub>之、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>着<sub>ニ</sub>袈裟<sub>一</sub>着<sub>ニ</sub>直垂<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>斷<sub>ニ</sub>姪肉<sub>一</sub>恣<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>食<sub>ニ</sub>鹿鳥<sub>一</sub>」云々  
と破戒不善者に對して徹底的に持戒作善を要求されてゐる。(念佛行者訓條)

又七ヶ條起請文第四條に持戒を説いて

「念佛門にをきては戒行なしと號して、もはら姪酒食肉をすゝめ、たま<sub>レ</sub>律義を守るをば雜行人となづけて、彌陀の本願を憑む者は造惡を畏ること勿れと云ふことを停止すべき事」(勸傳第三十一卷)

と云ひ、一紙小消息にも「少罪をも犯さじと思ふべし。」と念佛者の訓條として通俗に戒を要求されてゐる。この事は法然上人が既成教團に對する壓迫を寛和するために止むを得ず教誡されたものであろうか。

## 六、

<sup>(18)</sup>先學は法然上人の戒の意義を明かして、①佛教の通儀の故、②念佛の助業の故、③門弟の行動を誡める、④佛法弘通の爲め等の理由を擧げられてゐるが根本的な解決とならず、戒を廢捨した念佛の義と自己矛盾するかの如き觀もある。<sup>(19)</sup>かの金剛寶戒章或は淨土布薩戒のやうな偽書が製せられたのもこの問題解決の實際運動と言はなくてはならない。飽くまで念佛者に戒法を要求する意義はどこにあるだらうか。

眞實念佛して佛に直結した體驗者には一度廢捨された戒法は深く自己自身を規定するものとなる。戒法は求信のたす

けとしては役立つものではない。念佛信仰は戒法の手段ではなく止惡修善を目的とするものではない。信機信法は織成されて佛の前に耻じないやうな生活に入ろうとする。私欲的立場が否定されなくてはならない。禁欲的な方向が現はれなくてはならない。若し念佛者にして戒法的なものが現はれなければそれは眞の信者ではない。戒法の修道から教に入ることは不可能であるが、念佛の信行が進めば愈々自己の罪の意識は深まり、濁惡の凡夫はいよ／＼反省せられてくる必然性を持つのである。宗祖門下の一部が念佛の意義を誤まり、「念佛門におきては戒行なしと號し、もはら姪酒食肉をすゝめ、たま／＼律義を守るをば雜行人となづけて彌陀の本願をたよるものは造惡をおそることなかれ」(七ヶ條起請文)と主張する者があつたと言はれる。斯の如きは勿論、本願ほこりであつて、全く無信仰者の立場であるといはなくてはならない。

「善人は善人ながら念佛し、惡人は惡人ながら念佛して、たゞむまれつきのまゝにて念佛する人を念佛にすけさゝぬとは云也。さりながら惡をあらため善人になりて念佛せん人は佛の御心に叶ふべし。」

とあり、念佛者は無限に自己を淨化して行かなければならない。精進の意志にみちたものでなければならぬ。念佛往生義に

佛は一切衆生をあはれみて善きをも惡しきをも、わたし給へども善人を見ては喜び、惡人を見ては悲しみ給へるなり。良き地に良き種を蒔かんが如し。かまへて善人にして然も念佛を修すべし。是を眞實に佛教に従ふものと云ふなり。(拾遺和語燈淨全九)

と、戒法なき念佛生活は敬虔な感情をもつものの生活ではあり得ないのである。

#### 登山狀に

「十重を持つて十念を唱へ、四十八輕を守つて四十八願をたのむは心に深く希ふ所なり、」(拾遺和語燈)

とあるやうにこれこそ法然上人の正意ともいふべきもので信法即ち彌陀平等の慈悲に直結せる者は信機を反照して造悪を慎しむ點に持戒の必要を認むべきである。現に淨土宗が道俗に對し五重傳法と共に授戒傳法を宗規によつて修道して日課誓約の念佛の勸化をなすと共に良心的念願として戒法を以て念佛を助發する意義が注意されるのである。

念佛生活の實際に個人の具體的修道となる以上兎角懈怠を招き易く、當然念佛の助業が要請されなくてはならない。佛教である限り求信への過程として持戒等の諸善萬行は廢捨して本願念佛に歸一すべきであるにせよ、諸善を無視した念佛が如何なる價値の莊嚴を持つてあろうか、現代に於ては念佛と本願の修道を主として、豊かな助業を以て念佛を愈々莊嚴せしむるべきものである。

## 七、

法然上人自身の實際體驗に於て自身持戒堅固でありながら、そこに時代的不安を感じられたものであろう。即ち深い内省力より自己の心情のあまりにもあさましいことを痛感されたことであろう。あの時代恐らく淺ましい心をもつてのみ生きられた微妙な人間性を體驗された法然上人の精神生活を追求して初めて戒法と念佛との課題が理解出来るのでなかろうか。

「佛は惡人をすて給はねども、このみて惡をつくること、これ佛の弟子にはあらず。一切の佛法に惡を制せずといふ事なし。(中略)惡人までをもすて給はぬ本願としらんにつけては、いよいよほとけの知見をばはづべし。かなしむべし。父母の慈悲あればとて、父母のまへにて惡を行ぜんに、その父母よろこぶべしや。なげきながらすてず。あはれみながらにくむなり。ほとけも又もてかくの如し。」(十二箇條問答)とあり、又百四十五箇條問答にも例令凡夫のならひ、破戒は免れ得ないにしても、一得永不失の戒體を發得し、これを保たんとする心情を尊ぶあるやうに、法然上人は戒に

對し或は否定的であり肯定的である意味、特に勸獎する度合の強いことこそ念佛者の眞實の在方と言ふべきである。

(1) 勅傳第五に中川實範「後には二字をたてまつり鑑眞和尚の戒を受く」とあるも、合記(賴長選)によるに、實範は近衛帝の天養元年、法然上人十二歳の時入寂してゐる。法然上人は何人より四分律戒を受法されたかは未詳である。「偏依善導」の法然上人は善導に同じく四分律を傳承されてゐることはその行履によつてよく首肯される。

勅傳第三に「上人十五歳、久安三年十一月八日戒壇院に於て大乘戒を受け給ふ。」

同第十三「上人語つて玉はく、慈眼房は受戒の師範なるうへ、云々

明禪の述懐鈔に「觀空上人正授圓戒爲寫瓶之徒讓與慈覺大師九條袈裟」——(了慧の扶選擇正輪通義)

(2) 淨土傳戒論(淨全十五)以下永徳記・圓頓戒血脈・勅修傳第五等記錄が多い。

(3) 玉葉建久二年の條・貞極「圓戒二掌記」(續淨九)・勅修傳第五等

(4) 淨土傳戒論(淨全十五)・三鉛寺流圓戒血脈・二尊院流血脈等

(5) 十二ヶ條問答

(6) 越智專明「傳法沿革史」

(7) 椎尾辨匡氏「授戒講話」、大野法道氏「法然上人と圓頓戒」、石井教道氏「淨土傳戒論」、桑門秀我氏「出雲宗要」、石田瑞磨氏「法然上人の戒律觀」等

(8) 十二條問答に「問曰、持戒の行者の念佛の數遍のすくなく候はんと、破戒の行人の念佛の數遍のおほく候はんと、往生の後の位の淺深、いづれかすゝみ候べきや。答。居てまします疊ををさへての給はく。この疊のあるによりてこそ、やぶれたるか、やぶれざるかといふ事はあれ。つや／＼なからんたゝみをば、なにとか論すべき。末法の中には、持戒もなく破戒もなし。たゞ名字の比丘ばかりありと」云々  
逆修說法には更に詳説されてゐる。

(9) 拾遺和語燈錄中卷

(10) 圓戒二掌記(續淨九)

(11) 和語燈錄(淨全九卷)

(12) 選擇集第十二章

(13) 勅傳の記録するところによると此の外、花山院兼雅、津戸三郎、平重衡、明雲座主、慈圓僧正、觀覺得業、圓長僧都、慶雅法橋、重宴阿闍梨、勢觀房源智、法蓮房信空、正信房湛空、聖光房辨長、善慧房證空等に受戒の史實がある。

(14) 椎尾博士「授戒講話」にこの點を強調されてゐるが、主眼は念佛にあつたと肯れるが、それだけで割り切れない戒の意義があると思ふ。

(15) 望月信亨氏「淨土教の研究」(玉葉に現はれたる法然上人)

(16) 西宗要第四(淨全十卷)

(17) 遣北越書

(18) 觀徹の「圓戒誘蒙」を初め、大玄の「圓戒啓蒙」、顯了「圓頓玄談」に何れも此等を挙げ、忍叡「別傳纂註」には十種持戒機類説を舉げて實際的解決を試みてゐる。

(19) 金剛寶戒三卷、「天台黑谷沙門源空草」として上卷金剛寶戒訓授章、中卷金剛寶戒釋義章、下卷金剛寶戒秘決章にして幸西、行空等が問ひ、法然上人が「源空決」とあるも文の内容より僞作であることは明であり、「拾遺漢語燈」の終末に「有金剛寶戒章三卷、蓋亦僞書也、上人興鎮西書曰」と云ひ、義山は「翼讀」に「金剛寶戒章は蓋し大師の門徒中に異見を生ずる者、僞て書を著はし」云々とあつて僞書ではあるが、中卷に「今持戒者息十惡名十戒、是云普賢十願、是名二十念稱名。息四十八惡、云四十八輕戒、是名彌陀六八之願」云々とは「十重を持つて十念を唱へ」云々と酷似してゐるが念戒一致を強調してゐる。

(20) 布薩戒、淨土布薩式と云ひ上下二卷、「大日本國華洛沙門源空述」の奥書に「聖覺記之」とあり、「傳願論」「直牒」は源空眞作とする。上卷に十佛相承を明し下卷に十六門受持の功德を説いて「念佛の行者、往生を願ひ念佛せん者は殺生の罪を犯すべからず、若し殺生を禁ぜば存せずして第一の戒を持ち乃至第十勝三寶戒を持つ。故に布薩は念佛戒なり。」と云ひ淨土宗の傳法は布薩に至つて究竟す、此を領會せざれば兩脉の秘決もその源底を盡す能はずとまで論ぜられ、又反面布薩妄傳(行誠)を待つまでもなく古來より僞作不用と批判はあるが、念佛する外に戒はないといふ布薩戒の立場はある意味を認めなくてはならない。